

# 道 路 区 域

## 市 有 地 境 界 境 界 明 示 申 請 書 記 入 要 領

### 公 共 用 地 境 界

#### ◎ 申請の対象となるもの

- 1 認定道路に隣接した土地 \_\_\_\_\_ (道路区域)
- 2 認定道路内の建設局所管市有地 (旧国有地含む) に隣接した土地 —— (市有地境界)
- 3 認定道路外の建設局所管市有地 (旧国有地含む) に隣接した土地 —— (市有地境界)
- 4 認定道路内の国・府有地 \_\_\_\_\_ (公共用地境界)

#### ◎ 申請受付窓口

##### 大阪市建設局総務部測量明示課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

電話 (06) 6615-6651・6652

境界明示申請書は、この要領に基づいて作成し提出してください。なお、作成した申請書は受付窓口へ直接提出してください。郵送での取り扱いは行っておりません。申請書等所定の用紙は、市役所本庁舎3階の道路資料閲覧コーナーにも備え付けております。また、大阪市建設局のホームページから申請書様式をダウンロードすることもできます。

#### 1 申請書の作成

##### (申請種別の選択)

- ◆ 明示申請の目的に応じて、道路区域・市有地境界・公共用地境界の必要な項目にしてください。

##### (申請人)

- ◆ 市有地境界及び公共用地境界明示の申請人については原則として土地所有者とします。
- ◆ 道路区域明示の申請人については原則として土地所有者または地上権者とします。
- ◆ 法人が土地所有者の場合は法人名称及び法人の代表者(市有地境界及び公共用地境界明示の場合は土地の境界確定ができる資格を有する者)を記入してください。ただし法人が解散または倒産した場合で清算人または管財人が申請人となる場合は、それを証明する書面の添付が必要です。また、申請人が代表者以外の場合は、専決権を有する旨の証明書(定款、その他法人の規則等)が必要になります。
- ◆ 土地所有者が複数の場合は、申請人は代表者でも可能ですが、土地所有者欄には全員の記名押印が必要です。市有地境界及び公共用地境界明示申請の場合は実印となります。
- ◆ 未成年・成年被後見人等が土地所有者又は権利者の場合の法定代理人(親権者又は後見人)による申請は、代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者又は権利者記名のうえ代理人が併記押印してください。市有地境界及び公共用地境界明示申請の場合は実印となります。1申請につき同一所有者を原則とします。同一所有者であれば複数の筆数でも申請可能です。
- ◆ 相続等で土地所有者名義が変更されていない場合は、相続人全員の記名押印が必要です。市有地境界及び公共用地境界明示申請の場合は実印となります。また、相続関係説明図、相続を証明する戸籍謄本等及び同書を補う住民票を添付してください。原本還付を希望される場合は、原本確認を行いますので原本と写しをあわせて提出してください。
- ◆ 外国籍の人が申請人または土地所有者の場合で、土地の登記事項証明書の所有者名と異なる申請については同一人であることを証明書(外国人登録原票記載事項証明書または印鑑登録証明書)が必要になります。
- ◆ 売買契約済みでその買受者による申請は、現土地所有者との売買契約書と契約金の一部または全額を支払った領収書の写しを添付して提出してください。
- ◆ 土地が信託財産である場合は、受託者が申請してください。
- ◆ 現在の住所が登記事項証明書に記載の住所と異なる場合は、住居表示変更証明書、住民票、履歴事項証明書(法人)等、沿革を証明する書類を添付してください。

( 印 鑑 )

- ◆ 使用する印鑑は、個人の場合、市有地境界及び公共用地境界明示申請においては必ず実印（印鑑登録された印鑑）、道路区域明示申請においては認印となります。道路区域明示と市有地境界及び公共用地境界明示との同時申請の場合は実印となります。印鑑の押印に際しては、朱肉を使用してください。スタンプインク等を使用したものは受理できません。
- ◆ 法人の場合は、市有地境界及び公共用地境界明示申請においては、印鑑登録されている印を必要とし、道路区域明示申請においては法人印（社印）を必要とします。法人印が無い場合については代表者としての印、代表者の印が代表者の個人印の場合は代表者であることを証明する代表者事項証明書等を添付してください。なお、道路区域、市有地境界及び公共用地境界明示申請いずれの場合も社名および代表者の記名が必要です。

( 申 請 理 由 )

- ◆ 具体的に明記してください。（記入例）土地売買、分筆、測量、建築、塀築造のため等

( 申 請 位 置 見 取 図 )

- ◆ 駅・バス停・学校・公園等、目標となる施設及び隣近所の家屋・店舗名等を記入してください。

( 手 数 料 )

- ◆ 一筆につき1, 800円（受付窓口で現金納付となります。）

## 2 添付書類

( 印鑑登録証明書、印鑑証明書、代表者事項証明書 )

- ◆ 市有地境界及び公共用地境界明示申請には、原則として、個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書及び代表者事項証明書の原本を添付してください。原本還付を希望される場合は、写しを原本とともに提出してください。原本照合後返還します。なお、印鑑登録証明書又は印鑑証明書、代表者事項証明書については、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

( 不動産登記法第14条地図又はこれに準ずる地図いわゆる「公図」 )

- ◆ 管轄法務局又は出張所備え付けの地図の写しを記入し、用紙右下の氏名印欄は閲覧者が記入してください。
- ◆ 範囲は申請地及び隣接、対側地を含め広めに記入してください。
- ◆ 法務局備え付け地図の手入れがされていないが、分筆されていることが登記事項証明書等で確認できる土地の場合は、地積測量図（分筆図面等）の写しを添付してください。

( 土 地 の 登 記 事 項 証 明 書 )

- ◆ 管轄法務局又は出張所において交付された原本で3ヶ月以内のものを提出してください。登記事項証明書の発行ができない土地については登記簿謄本を提出してください。原本還付を希望される場合は、土地家屋調査士等の原本証明をしたものを原本とともに提出してください。

( 土 地 所 有 権 調 査 書 又 は 要 約 書 )

- ◆ 用紙の各項目について前記「公図」記載範囲（申請地、隣接地、対側地等）について調査記入し、用紙右下の氏名印欄は閲覧者が記入してください。

( そ の 他 )

- ◆ 申請土地の境界明示に関係のある資料等があれば写しを添付してください。
- ◆ 申請の理由が地積測量、分筆、更正等で既に実測をしてある場合は、現況測量図を求める場合があります。

## 3 申請書の提出

- ◆ 申請書及び各添付書類は、まとめて左閉じとし、受付窓口へ正本1部を提出してください。

## 4 承諾書

- ◆ 境界明示後に記名押印をした承諾書の提出を必要とします。市有地境界及び公共用地境界明示の場合は、申請については実印、隣接・対側等関係土地所有者については認印が必要となります。
- ◆ 道路区域明示申請の承諾印については、申請書の地主欄と同一印を使用してください。
- ◆ 境界明示図（書）の決裁起案前に承諾書が必要となります。承諾書提出時期については担当職員と調整願います。